

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和4年度第1回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和4年6月8日(水曜日) 午後7時00分から午後8時50分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1) まちづくり基本条例の見直しについて (2) 最終答申について (3) 中間支援組織について (4) その他
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 大塚崇斗、北川康秀、澤田 誠、豊田英二、辻 正益、 永井恵子、野村 喬、広瀬博敏、森 大智、脇若芳一、 渡邊昭博、所 仁史 【欠席委員】 岩菅和生
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u>

【審議案件】

(1) まちづくり基本条例の見直しについて

会 長 まちづくり基本条例の見直しについて、パブリックコメントの結果などを事務局より説明をお願いします。

事務局 (パブリックコメントの結果について説明。その中で参考意見として寄せられた、インクルーシブ教育の取扱いについて説明。)

会 長 インクルーシブ教育とは共生社会の形成を目指す中で、障がいの有無に関わらず、多様な人たちが自分の可能性を引き出すために、共に教育を受ける仕組みである。つまりは年齢だけでなく、発達段階に応じた合理的配慮がなされたうえで、まちづくりに参画をする必要があるとの指摘だと思われる。瑞穂市としても、そういった視点を考慮し、条文ではなく、逐条解説の部分で補足しておくことが必要なのではないかと考えます。インクルーシブ教育という新しい視点も踏まえながら、今日の委員会では議論をしていただきたい。それでは今後の答申までの流れについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 (今後の答申までの流れについて説明。)

会 長 パブリックコメントが 1 件もなかったことは大変残念である。パブリックコメントが 1 件も寄せられなかった形とはなるが、この結果を受けて委員会としては次のステップに進ませていただくということによろしいか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、最終答申に向けての議論をお願いしたい。事務局より説明をお願いします。

事務局 (最終答申について事務局より説明)

会 長 これまでの委員会での議論の内容を踏まえ、答申案(以下「案」という。)を事務局と私の方で作成させていただいた。まちづくり基本条例の見直しについてが主な内容となるが、10分ほど時間を取るの以案に目を通していただき、意見をいただきたい。

委 員 案については、これまでの議論が反映されており、申し分ないと考える。自治会の在り方については10年前と大きく変わってきている。個人的には若い世代の方に

	<p>については、バリバリ働いてもらい、自治会などの運営については高齢者がこれまでの経験を生かして行うのが良いと考えている。案の中に「高齢者が生きがいを持って活躍できる社会」というフレーズがあるが、これをどう実践していくかという具体的なイメージがあればよいと考える。</p> <p>委員 案については、よくまとめられていると思う。私自身もこの条例については、当初存在すら知らなかった。市民のほとんどがこの条例については、知らないと思うため、まず市民に条例を知っていただきたい。これから何をしていくかは、その後で考えていく必要がある。</p> <p>委員 65歳まで仕事をしていたが、それまで地域への愛着というイメージは全く湧かなかった。地域の問題や困りごとについては自治会の役員を経験して、初めて理解した。まちづくりというのは、地域で何が起きているのかということ、まず知ることから始まると考えている。</p> <p>その観点から言うと、今回の条例改正で子どもの参画について触れているが、子どもの頃からいかに地域に興味を持ってもらうかが重要である。まちづくりの基本は地域を知ることと、地域を好きになることが大切であるため、市民がその気持ちを持って行動するのが重要である。</p> <p>委員 これまでこの条例があることも知らずに瑞穂市で生活できていたため、今回の条例改正によって具体的に何が変わるのかなどは、市民は興味も持たない可能性が高い。委員会の自己満足で終わってしまう可能性もあるため、周知の方法は十分検討してほしい。</p> <p>委員 案の中で「校区の特色を生かしたまちづくり」というフレーズが入っている点が非常にうれしく思う。人材育成の記載についても非常に評価できると思う。</p> <p>子どもの参画という点で、小学生及び中学生はアプローチがしやすいが、高校生は市外に出でしまう子が多いため、アプローチが非常に難しく、地域との距離が遠くなってしまう。</p> <p>案の中でまちづくりに必要な要素については網羅されているが、実際にこれらを行う拠点についてはこれから整備していかなくていけないと感じる。</p> <p>委員 子どもからお年寄りの方まで様々な立場の方に、どういったサポートをしていくのかという委員の方の意見が反映されているため、非常に良いと感じる。</p> <p>インクルーシブ教育についての指摘もあったが、障がいの有無やジェンダーの問題などをどこまで盛り込むのか考え出すと、線引きが非常に難しくなってしまう。今回の案で、子どもの参画を主においた条例改正というのが、十分伝わるため、案のままで良いと考える。</p>
--	---

	<p>委員 案の中にある「得意分野を持った他団体」とは具体的にどういった団体を指しているのか？</p> <p>事務局 地域の中でのスポーツ少年団や子ども会、ボランティア団体や NPO 団体など様々な目的に応じて構成されている幅広い団体を指している。</p> <p>会長 事務局の説明のとおりであれば、表記を「得意分野を持った他団体」ではなく「得意分野を持った団体」にしてほうがよいのかもしれない。</p> <p>委員 市政方針説明会開催の際の根拠条例でこの条例の記載があり改めて認識したが、市民の方はこの条例をそもそも知らないだろうし、パブリックコメントが 1 件も無かったというのは、その表れだと感じている。周知方法は検討していただく必要がある。</p> <p>委員 インクルーシブ教育については、逐条解説で補足できればよいと思う。 委員の意見で条例を知らない市民が多いという意見があるが、私は別に市民が知らなくてもいいと感じている。重要なのはこの条例に基づいてしっかりと運営がなされているのか監視する目が機能することだと思う。</p> <p>委員 今後は、今回の案に基づき条例改正がなされ新しいまちづくり基本条例ができるが、市民の方に 100%届くのは不可能である。その一方で、行政側の体制については負荷がかかる形とはなるが、まちづくり基本条例に基づいた取り組みを行ってほしいと考える。自治会のかたちも年々変化しており、長年の課題の積み重ねで、多くの自治会で大きな壁に立ち向かっている状況であるため、今後は行政の力も借りて、今後の自治会の在り方を検討していくことが重要ではないか。</p> <p>委員 高齢者が活躍できる社会を形成するためには、高齢者が自覚と責務をもって行動しなければならいと改めて強く感じた。</p> <p>委員 この条例が瑞穂市の憲法的な扱いというのであれば、市民が知らないのは、国民が日本国憲法を全て知らないのと同様に致し方ないと感じる。周知の方法については、単純に条文を並べて、ここが変わったという風に周知するのではなく、これまでの 10 年について、この条例に基づいてどのような取り組みを行ったのか、そして今回の改正によりどのような取り組みを行うのかなどを具体的に記載してもらおうと、市民に身近に感じてもらうのではないかと。</p> <p>会長 委員の皆さまの意見を聞く限り、内容については概ね承諾していただけていると感じている。細かい言い回しなどについては修正が必要であるが、今後は事務局</p>
--	--

		と会長に一任していただけるということによろしいか。
	委 員	異議なし
	会 長	<p>それでは今後私と事務局で細かい修正させていただき、答申について調整させていただきます。</p> <p>続きまして、中間支援組織について事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	(中間支援組織について説明。)
	会 長	<p>今回の委員会では、先ほど皆様に承諾いただいた子どもの参画についての条例改正について重点を置き、議論を重ね答申までまとめることができました。これまでの委員会の中でも議論してきた中間支援組織について、答申とは別に、任期の中で再度議論出来たらと考えているが、委員の皆さまの意見を伺いたい。</p>
	事務局	<p>まちづくり基本条例の第5条に、「市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するように努めます。」と規定されており、住民から自治会加入について相談を受けることが多いが、委員の方はどう考えるか？</p>
	委 員	<p>自治会組織と近年の個人主義の考え方については、相反するところがあるのは事実である。しかしながら、条例については間接民主主義の中で議会承認もされているので、瑞穂市の方針として記載するのは問題ないのではないか。</p>
	委 員	<p>団体に所属していない個人の意見というのは、どうしても届きづらいと考えているため、現在の瑞穂市の在り方では、自治会に加入するよう記載するのは良いのではないか。ただし、今後市民の意見を吸い上げる中間支援組織が立ち上がるのであれば、自治会加入についての記載は見直しても良いのかもかもしれない。</p>
	会 長	<p>瑞穂市の現状を考えれば、まちづくりを自治会が中心となって進めていくのが大前提であると感じている。案の中にある「得意分野を持った他団体」などと連携してまちづくりを行うことが理想ではあるが、現時点では中核はあくまで自治会であると考えている。</p> <p>中間支援組織については、時間がかかる議論ではあるが、今回のこのメンバーでも考えていければと思う。委員の方に余力があるのであれば、今後の議論につなげるため、中間支援組織についてもう少し議論をしたい。</p>
	委 員	中間支援組織について議論を重ねてきたが、具体的

	<p>なイメージが湧いていない状態である。</p> <p>委員 瑞穂市は自治会や自治会連合会などの組織については既に確立されていると感じている。まずは自治会に所属できない方や外国人の方を対象とした、中間支援組織の議論をしたらどうか？</p> <p>委員 中間支援組織は何かしらの形では必要であり、既存の組織も有効に活用しなくはいけないと感じている。自治会も一つの間支援組織ではあると思っているが、その自治会の抱える問題も多くなってきている。自治会として本当に必要なものを整理して、自治会で賄えない部分に関して、中間支援組織を作っていくことが大切ではないのか。</p> <p>会長 自治会の在り方については他の自治体でも問題になっており、岐阜県の市町で自治会業務の棚卸を行い、業務の見直しを図っているところもある。どのような中間支援組織が必要かは幅が広いため定まっていないが、何らかの形で中間支援組織が必要であるとの意見はこれまでの委員会でも議論してきた。具体的なイメージを掴むために、講師を招き、中間支援組織について講義をしてもらうのはどうか？岐阜NPOセンターの野村氏であれば、要望のと通りの講義ができるはずである。</p> <p>事務局 それでは、答申を終えた後、任期までの間に外部講師を招き、中間支援組織について学習するということがよいか。</p> <p>委員 異議なし。</p> <p>事務局 外部講師の方と日程を調整し、可能であれば委員会を開くこととする。</p> <p>会長 それでは次回の委員会の開催の可否は、事務局に任せることとする。</p> <p>閉会</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail siminky@city.mizuho.lg.jp</p>